

平成30年度板橋区立福祉園等の指定管理者及び管理運営業務に係る評価結果について

1 指定管理者

施設名	名称・所在地	指定期間
板橋区立加賀福祉園	社会福祉法人 同愛会 神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢 1749 番地	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日
板橋区立小茂根福祉園	社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会 東京都新宿区原町三丁目 8 番地	
板橋区立高島平福祉園	社会福祉法人 東京援護協会 東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 5 号	
板橋区立蓮根福祉園	社会福祉法人 東京援護協会 東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 5 号	
板橋区立前野福祉園	社会福祉法人 東京援護協会 東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 5 号	
板橋区立赤塚福祉園	社会福祉法人 嬉泉 東京都世田谷区船橋一丁目 30 番 9 号	
板橋区立徳丸福祉園	社会福祉法人 大泉旭出学園 東京都練馬区東大泉七丁目 21 番 32 号	
板橋区立小豆沢福祉園	社会福祉法人 東京援護協会 東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 5 号	
板橋区立三園福祉園	社会福祉法人 東京援護協会 東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 5 号	
板橋区立障がい者福祉センター	社会福祉法人 東京援護協会 東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 5 号	

2 施設概要

別紙 1 のとおり

### 3 事業内容

#### 【板橋区立福祉園】

- (1) 児童福祉法第 43 条第 1 号に規定する福祉型児童発達支援センターとして同法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を行うこと及び同法第 21 条の 6 に規定する措置（児童発達支援の提供に限る。）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」と言う。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護
- (3) 障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援（障害者総合支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 6 条の 10 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型に係るものに限る。）
- (4) 福祉型児童発達支援センターとして児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援事業
- (5) 福祉型児童発達支援センターとして障害者総合支援法第 5 条第 16 項に規定する特定相談支援事業
- (6) その他、区長が必要と認める事業

#### 【板橋区立障がい者福祉センター】

- (1) 障がい者の生活、医療、職業等の相談及び指導に関すること
- (2) 障害者総合支援法第 5 条第 16 項に規定する相談支援及び第 5 条第 25 項に規定する地域活動支援センターとして、障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業
- (3) 障がい者及びその保護者並びにこれらの者の組織する団体の自主活動のために必要な施設の提供等便宜を供与すること
- (4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 32 条第 2 項に規定する障害者虐待防止センターの業務
- (5) 障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センターに関すること
- (6) その他、区長が必要と認める事業

### 4 評価概要

#### (1) 目的

板橋区立福祉園・板橋区立障がい者福祉センターについて効率的な運営やサービス水準の維持・向上、利用者安全対策など当初の導入目的に則り適切に運営されているかどうかをモニタリングし、客観的に検証・評価を行う。

#### (2) 評価者

板橋区立福祉園等指定管理者評価委員会

(3) 評価委員会の構成

5名（外部委員2名、内部委員3名）

- ・外部委員（板橋区職員以外の有識者等）・・・東京家政大学家政学部准教授
- ・外部委員（板橋区職員以外の有識者等）・・・板橋区民生・児童委員協議会会長  
及び東京都民生・児童委員連合会副会長
- ・板橋区福祉部長
- ・板橋区障がい者福祉課長
- ・板橋区板橋福祉事務所長

(4) 財務状況及び労働条件点検

指定管理者法人の財務状況及び施設従業員の労働条件点検については、外部専門家に委託し、点検結果を基に、評価委員会で評価を行った。

ア 財務状況点検

委託先 東京税理士会板橋支部

実施日 平成30年9月25日（火）～平成30年10月31日（水）

実施内容 過去3年間の法人決算書等の計算書類による点検（5段階評価及び所見）

イ 労働条件点検

委託先 東京都社会保険労務士会板橋支部

実施日 平成30年9月3日（月）～平成30年10月31日（水）

各区立福祉園及び障がい者福祉センター（東京援護協会が指定管理者である福祉園については区立小豆沢福祉園で実施）

実施内容 書類審査・指定管理者ヒアリング及び従業員面接（5段階評価及び所見）

(5) 評価委員会の開催

ア 第1回指定管理者評価委員会

開催日時 平成30年12月4日

場 所 板橋区役所601会議室及び施設訪問

内 容 資料説明、評価基準・評価シートの作成、書類審査、現地調査及びヒアリング、評価シートの採点

イ 第2回指定管理者評価委員会

開催日時 平成30年12月6日

場 所 施設訪問及び板橋区役所601会議室

内 容 書類審査、現地調査及びヒアリング、評価シートの採点、総合評価の協議、決定

## 5 評価項目

- (1) 施設の経営方針に関する事項
- (2) 行動規範に関する事項
- (3) 管理体制に関する事項
- (4) 管理活動に関する事項
- (5) サービスの提供に関する事項

## (6) 業務改善に関する事項

### 6 評価方法

評価基準及び評価シートを作成し、事業報告書の内容審査、利用者アンケート（満足度）の調査結果の内容審査、指定管理者の財務状況審査、施設従業員の労働条件審査、現地調査及びヒアリング等により各委員が評価項目ごとに5段階で採点・評価を行い、各委員の採点の合計により総合評価とする。

#### 〔評価項目ごとの個別評価の目安〕

- 5点 …… 特に優れている  
(区の要求水準を上回っている)
- 4点 …… 優れている  
(区の要求水準を満たしている)
- 3点 …… 適正である  
(区の要求水準を概ね満たしているが、工夫の余地がある)
- 2点 …… さらに努力が必要である  
(区の求める要求水準を満たすために改善努力が必要)
- 1点 …… 改善すべき点がある  
(原点に立ち返り、計画や体制の抜本的な改革が必要)

#### 〔総合評価基準〕

- A 720点以上(9割以上) …… 特に優れている
- B 640点以上(8割以上) …… 優れている
- C 480点以上(6割以上) …… 適正である
- D 320点以上(4割以上) …… さらに努力が必要である(改善努力の要請)
- E 319点以下(4割未満) …… 改善すべき点がある(必要な措置)

### 7 評価結果

別紙2のとおり

施設名	評価点/満点	総合評価
加賀福祉園	560/800 (70.00%)	C 適正である
小茂根福祉園	571/800 (71.38%)	C 適正である
蓮根福祉園	573/800 (71.63%)	C 適正である
高島平福祉園	564/800 (70.50%)	C 適正である
前野福祉園	556/800 (69.50%)	C 適正である
赤塚福祉園	550/800 (68.75%)	C 適正である
徳丸福祉園	565/800 (70.63%)	C 適正である
小豆沢福祉園	559/800 (69.88%)	C 適正である
三園福祉園	558/800 (69.75%)	C 適正である
障がい者福祉センター	554/800 (69.25%)	C 適正である

## 板橋区立福祉園等施設概要

## (1) 建物概要等

	NO.	施設名	所在地	面積	サービス種別	定員	指定管理者	開設年月日
区立福祉園	①	加賀福祉園 (加賀児童ホーム)	加賀1-7-2	敷地3,231.82㎡ 建物2,748.65㎡	生活介護	25	社会福祉法人 同愛会	昭和47年4月1日
					就労継続支援B型 (知的)	40		昭和47年4月1日
					就労継続支援B型 (身体)	20		昭和55年4月1日
					児童発達支援 センター	30		昭和47年4月1日
	②	小茂根福祉園	小茂根3-12-21	敷地1,278.15㎡ 建物1,322.15㎡	生活介護 就労継続支援B型	40 30	社会福祉法人 恩賜財団東京 都同胞援護会	昭和57年4月1日
	③	高島平福祉園	高島平9-25-12	敷地1,482.44㎡ 建物1369.26㎡	生活介護 就労継続支援B型	36 30	社会福祉法人 東京援護協会	昭和61年6月25日
		高島平福祉園分場	高島平9-1-8-201	建物 707.06㎡	就労継続支援B型	20		平成13年4月1日
	④	蓮根福祉園	坂下2-8-1-101	建物1,430.79㎡	就労継続支援B型	60	社会福祉法人 東京援護協会	平成元年4月1日
	⑤	前野福祉園	前野町4-16-1	建物 919.89㎡	就労継続支援B型	30	社会福祉法人 東京援護協会	平成3年4月1日
	⑥	赤塚福祉園 (赤塚ホーム)	赤塚6-19-14	敷地4,340.35㎡ 建物2747.62㎡	生活介護	60	社会福祉法人 嬉泉	平成5年4月1日
就労継続支援B型					40			
緊急保護施設					8			
⑦	徳丸福祉園	徳丸3-41-16	敷地2,011.12㎡ 建物3,292.51㎡	生活介護	90	社会福祉法人 大泉旭出学園	平成9年4月1日	
				就労継続支援B型	40			
⑧	小豆沢福祉園	東坂下1-4-9	敷地1,609.41㎡ 建物1,209.27㎡	生活介護	54	社会福祉法人 東京援護協会	平成13年4月1日	
⑨	三園福祉園	三園2-9-16	敷地1,301.97㎡ 建物1,296.77㎡	生活介護	33	社会福祉法人 東京援護協会	平成23年6月1日	
				重症心身障がい児 (者)通所事業	7			
⑩	障がい者福祉センター	高島平9-25-12	建物1,099.71㎡	地域活動支援センター 基幹相談支援センター 他	-	社会福祉法人 東京援護協会	昭和61年6月25日	

(2)施設内容

福 祉 園	支援室、医務室、相談室、食堂、厨房、更衣室、事務室 他
障がい者福祉センター	事務室、機能回復訓練室、入浴室、相談室、陶芸室、ホール、活動室、和室 他

(3)設置目的

福 祉 園	生 活 介 護	常に介護を必要とする方に、日中、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作活動・生産活動の機会を提供する。
	就 労 継 続 支 援 B 型	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー ( 加 賀 福 祉 園 )	発達に障がい、もしくは遅れのある就学前の児童に対し、個々の発達段階に応じた療育・援助を行うほか、各種相談を受ける。また障害児相談支援事業所として障害児支援利用計画を作成する。
	緊 急 保 護 ( 赤 塚 福 祉 園 )	保護者や家族の病気、冠婚葬祭など一時的に介護できない場合に介護を行う。
障がい者福祉センター	障がいのある方及び介護者の方に指導・訓練・相談などを行うほか、各種講習会の開催や施設の貸し出しを行う。	

## 指定管理者評価シート(総合評価)

## 施設概要

施設名称	板橋区立加賀福祉園	所在地	板橋区加賀1-7-2
所管課	福祉部障がい者福祉課	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者	社会福祉法人 同愛会	指定管理者の所在地	神奈川県横浜市保土ヶ谷区 上菅田町金草沢1749
設置目的	障がい者の自立の促進、生活の改善を図るための必要なサービスを提供する。		
行動規範	①安心感の尊重 ②人格の尊重 ③意思決定(意見表明)支援 ④長所と個性の尊重 ⑤関係支援 ⑥共働支援		
業務内容	1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する ①障害福祉サービスにおける生活介護事業・・・定員25人 ②障害福祉サービスにおける就労継続支援B型(知的)事業・・・定員40人 ③障害福祉サービスにおける就労継続支援B型(身体)事業・・・定員20人 2 「児童福祉法」に規定する福祉型児童発達支援センターにおける ④児童発達支援事業・・・定員30人 ⑤障害児相談支援事業 ⑥特定相談支援事業		

## 評価結果

評価項目及び視点	委員合計
<b>【施設の経営方針に関する事項】</b>	小計 34点 / 50点
施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか	17
基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか	17
<b>【行動規範に関する事項】</b>	小計 72点 / 100点
法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか)	18
暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか)	18
平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか)	18
ノーマライゼーション(ノーマライゼーションに基づいた運営となっているか)	18

【管理体制に関する事項】	小計 218点 ／ 300点
経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示を行っているか)	23
職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか)	21
職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか)	20
職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか)	17
各業務の人員配置(各業務のサービスを低下させない適正な人員配置が継続して行われたか)	17
職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか)	17
職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか)	17
危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか)	17
安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか)	17
管理記録(施設の管理記録が整備・保管されているか、担当業務ごとの業務日誌が整備されているか、報告体制はどうか)	17
情報管理(個人情報等の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か)	17
地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか)	18
【管理活動に関する事項】	小計 132点 ／ 200点
経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか)	17
妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか)	17
建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に行われているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか)	14
清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか)	15
再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に行われたか)	17
備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか)	17
環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか)	18
施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか	17

<b>【サービスの提供に関する事項】</b>	小計 <b>70点</b> / 100点
個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか	<b>18</b>
家族との連携・協力体制は適切にとられているか	<b>18</b>
個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか	<b>17</b>
利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か	<b>17</b>
<b>【業務改善に関する事項】</b>	小計 <b>34点</b> / 50点
アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か)	<b>17</b>
要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か)	<b>17</b>
<b>評価点合計</b>	<b>560点</b> / 800点
<b>総合評価 C = 適正である</b>	

<b>【総合所見】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員の協力を得て、産休を取得しやすい雰囲気にある。</li> <li>・作業で使用した道具など物品が放置されているため、整理指導が課題である。</li> <li>・児童発達支援センターにおける保護者の相談を充実させている。</li> <li>・施設の維持管理については、老朽化を差し引いても小規模な改修や補修など課題が残る。</li> <li>・「親子生け花教室」の開催を通して、家族連携の向上等に寄与しており評価できる。</li> </ul>

## 指定管理者評価シート(総合評価)

## 施設概要

施設名称	板橋区立小茂根福祉園	所在地	板橋区小茂根3-12-21
所管課	福祉部障がい者福祉課	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者	社会福祉法人恩賜財団 東京都同胞援護会	指定管理者 の所在地	東京都新宿区原町3-8
設置目的	障がい者の自立の促進、生活の改善を図るための必要なサービスを提供する。		
行動規範	「小茂根福祉園職員行動規範」「皆様への約束(5つのスローガン)」		
業務内容	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける ①生活介護事業(定員40人) ②就労継続支援B型事業(定員30人)		

## 評価結果

評価項目及び視点	委員合計
<b>【施設の経営方針に関する事項】</b>	小計 <b>34点</b> / 50点
施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか	17
基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか	17
<b>【行動規範に関する事項】</b>	小計 <b>72点</b> / 100点
法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか)	18
暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか)	18
平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか)	18
ノーマライゼーション(ノーマライゼーションに基づいた運営となっているか)	18

<b>【管理体制に関する事項】</b>	小計 217点 ／ 300点
経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示を行っているか)	22
職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか)	19
職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか)	19
職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか)	17
各業務の人員配置(各業務のサービスを低下させない適正な人員配置が継続して行われたか)	17
職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか)	18
職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか)	19
危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか)	17
安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか)	18
管理記録(施設の管理記録が整備・保管されているか、担当業務ごとの業務日誌が整備されているか、報告体制はどうか)	17
情報管理(個人情報等の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か)	17
地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか)	17
<b>【管理活動に関する事項】</b>	小計 143点 ／ 200点
経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか)	18
妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか)	18
建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に行われているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか)	18
清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか)	18
再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に行われたか)	17
備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか)	17
環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか)	18
施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか	19

<b>【サービスの提供に関する事項】</b>	小計 70点 / 100点
個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか	17
家族との連携・協力体制は適切にとられているか	18
個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか	17
利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か	18
<b>【業務改善に関する事項】</b>	小計 35点 / 50点
アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か)	18
要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か)	17
<b>評価点合計</b>	<b>571点</b> / 800点
<b>総合評価 C = 適正である</b>	

<b>【総合所見】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対し、積極的に外部の研修を受講させている。</li> <li>・利用者の安全に配慮するため、迅速にトイレのスペースを拡大する改修工事を行っている。</li> <li>・作品の販売に、インターネットを活用し、区外にも積極的に出店している。</li> <li>・个性的でアートを感じられる商品開発は、一般的な商品と差別化を図っており評価できる。</li> <li>・園内での掲示物を活用し、利用者に対し積極的な広報活動を行っている。</li> <li>・理学療法士が実施する訓練方法を家族にも公開し好評を得ている。</li> <li>・節電等について、使用量をグラフ化して掲示がなされており環境対策に積極的である。</li> </ul>

## 指定管理者評価シート(総合評価)

## 施設概要

施設名称	板橋区立高島平福祉園	所在地	板橋区高島平9-25-12
所管課	福祉部障がい者福祉課	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者	社会福祉法人 東京援護協会	指定管理者 の所在地	東京都千代田区鍛冶町1-8-5 新神田ビル2階
設置目的	障がい者の自立の促進、生活の改善を図るための必要なサービスを提供する。		
行動規範	私達は、高い志を持ち、時代の要請に基づき先駆的に社会福祉の充実を図るため、活力のある経営を行って、社会福祉法人としての責任を果たし、社会に貢献してまいります。		
業務内容	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する、障害福祉サービスにおける ①生活介護事業(定員36人) ②就労継続支援B型事業(定員 本園30人、分場20人)		

## 評価結果

評価項目及び視点	委員合計
<b>【施設の経営方針に関する事項】</b>	小計 36点 / 50点
施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか	17
基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか	19
<b>【行動規範に関する事項】</b>	小計 74点 / 100点
法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか)	18
暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか)	18
平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか)	18
ノーマライゼーション(ノーマライゼーションに基づいた運営となっているか)	20

<b>【管理体制に関する事項】</b>	小計 214点 / 300点
経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示を行っているか)	21
職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか)	18
職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか)	17
職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか)	17
各業務の人員配置(各業務のサービスを低下させない適正な人員配置が継続して行われたか)	17
職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか)	17
職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか)	17
危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか)	17
安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか)	17
管理記録(施設の管理記録が整備・保管されているか、担当業務ごとの業務日誌が整備されているか、報告体制はどうか)	17
情報管理(個人情報等の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か)	17
地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか)	22
<b>【管理活動に関する事項】</b>	小計 137点 / 200点
経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか)	19
妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか)	18
建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に実行されているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか)	16
清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるように適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか)	16
再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に実行されたか)	17
備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか)	17
環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか)	17
施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか	17

<b>【サービスの提供に関する事項】</b>	小計 <b>69点</b> / 100点
個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか	<b>17</b>
家族との連携・協力体制は適切にとられているか	<b>18</b>
個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか	<b>17</b>
利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か	<b>17</b>
<b>【業務改善に関する事項】</b>	小計 <b>34点</b> / 50点
アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か)	<b>17</b>
要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か)	<b>17</b>
<b>評価点合計</b>	<b>564点</b> / 800点
<b>総合評価 C = 適正である</b>	

<b>【総合所見】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の希望を確認し、個別支援計画において、本園と分場の担当を分けている点が評価できる。</li> <li>・子ども食堂をあえて貧困対策とせず差別に配慮しながら実施しており好感が持てる。</li> <li>・地域貢献委員会を主体的に運営する等、地域との連携に関する職員の意識が高い。</li> </ul>

## 指定管理者評価シート(総合評価)

## 施設概要

施設名称	板橋区立蓮根福祉園	所在地	板橋区坂下2-8-1-101
所管課	福祉部障がい者福祉課	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者	社会福祉法人 東京援護協会	指定管理者 の所在地	東京都千代田区鍛冶町1-8-5 新神田ビル2階
設置目的	障がい者の自立の促進、生活の改善を図るための必要なサービスを提供する。		
行動規範	社会福祉法人 東京援護協会の「法人の理念」及び「職員行動規範」		
業務内容	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける「就労継続支援B型事業」(定員 60人)		

## 評価結果

評価項目及び視点	委員合計
<b>【施設の経営方針に関する事項】</b>	小計 <b>34点</b> / 50点
施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか	17
基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか	17
<b>【行動規範に関する事項】</b>	小計 <b>72点</b> / 100点
法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか)	18
暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか)	18
平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか)	18
ノーマライゼーション(ノーマライゼーションに基づいた運営となっているか)	18

<b>【管理体制に関する事項】</b>	小計 212点 / 300点
経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示を行っているか)	21
職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか)	17
職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか)	17
職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか)	17
各業務の人員配置(各業務のサービスを低下させない適正な人員配置が継続して行われたか)	17
職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか)	17
職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか)	18
危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか)	19
安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか)	18
管理記録(施設の管理記録が整備・保管されているか、担当業務ごとの業務日誌が整備されているか、報告体制はどうか)	17
情報管理(個人情報等の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か)	17
地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか)	17
<b>【管理活動に関する事項】</b>	小計 144点 / 200点
経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか)	19
妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか)	19
建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に行われているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか)	18
清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか)	18
再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に行われたか)	17
備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか)	17
環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか)	19
施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか	17

<b>【サービスの提供に関する事項】</b>	小計 <b>77点</b> / 100点
個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか	<b>21</b>
家族との連携・協力体制は適切にとられているか	<b>19</b>
個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか	<b>20</b>
利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か	<b>17</b>
<b>【業務改善に関する事項】</b>	小計 <b>34点</b> 50点
アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か)	<b>17</b>
要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か)	<b>17</b>
<b>評価点合計</b>	<b>573点</b> / 800点
<b>総合評価 C = 適正である</b>	

<b>【総合所見】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業室内が整理整頓されている。</li> <li>・光熱水費を数年分比較したグラフを貼り紙し、環境推進の取り組みの見える化に努めている。</li> <li>・建物は古いですが、室内の装飾など工夫して明るくし、美感に配慮している。</li> <li>・3名の就職実績や、その方への1年のアフターケアが素晴らしい。</li> <li>・求人紙を張り紙をし、利用者に就職の斡旋をし、就労支援に力を入れている。</li> <li>・利用者の雰囲気明るい。</li> </ul>

## 指定管理者評価シート(総合評価)

## 施設概要

施設名称	板橋区立前野福祉園	所在地	板橋区前野町4-16-1
所管課	福祉部障がい者福祉課	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者	社会福祉法人 東京援護協会	指定管理者 の所在地	東京都千代田区鍛冶町1-8-5 新神田ビル2階
設置目的	障がい者の自立の促進、生活の改善を図るための必要なサービスを提供する。		
行動規範	①利用者の人間としての人格・尊重を尊重し、その権利擁護に努めなければならない。 ②支援者としての立場を自覚し、利用者の主体性、個性を尊重しなければならない。 ③日頃から利用者の信頼を受け、かつ模範となるべき態度・行動を心がけなければならない。		
業務内容	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する、障害福祉サービスにおける「就労継続支援B型事業」(定員 30人)		

## 評価結果

評価項目及び視点		委員合計
<b>【施設の経営方針に関する事項】</b>		小計 34点 / 50点
施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか		17
基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか		17
<b>【行動規範に関する事項】</b>		小計 72点 / 100点
法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか)		18
暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか)		18
平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか)		18
ノーマライゼーション(ノーマライゼーションに基づいた運営となっているか)		18

【管理体制に関する事項】	小計 208点 / 300点
経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示を行っているか)	21
職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか)	17
職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか)	17
職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか)	17
各業務の人員配置(各業務のサービスを低下させない適正な人員配置が継続して行われたか)	17
職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか)	17
職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか)	17
危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか)	17
安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか)	17
管理記録(施設の管理記録が整備・保管されているか、担当業務ごとの業務日誌が整備されているか、報告体制はどうか)	17
情報管理(個人情報等の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か)	17
地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか)	17
【管理活動に関する事項】	小計 140点 / 200点
経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか)	18
妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか)	18
建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に行われているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか)	17
清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるよう適切な施設管理が行われているか)	17
警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか)	
衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか)	
廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか)	17
再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に行われたか)	17
備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか)	17
環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか)	17
施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか	19

<b>【サービスの提供に関する事項】</b>		小計 <b>68点</b> / 100点
個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか		<b>17</b>
家族との連携・協力体制は適切にとられているか		<b>17</b>
個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか		<b>17</b>
利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か		<b>17</b>
<b>【業務改善に関する事項】</b>		小計 <b>34点</b> / 50点
アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か)		<b>17</b>
要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か)		<b>17</b>
<b>評価点合計</b>		<b>556点</b> / 800点
<b>総合評価 C = 適正である</b>		

<b>【総合所見】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主生産品について、シフォンケーキを中心に広報活動(専門誌掲載等)、販路拡大及び工賃向上に努力している。</li> <li>・賞味期限の短いシフォンケーキに挑戦し、高い評価を得ている点は評価できる。</li> <li>・購入者の声が利用者に届き、利用者の励みになっている。</li> </ul>

## 指定管理者評価シート(総合評価)

## 施設概要

施設名称	板橋区立赤塚福祉園	所在地	板橋区赤塚6-19-14
所管課	福祉部障がい者福祉課	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者	社会福祉法人 嬉泉	指定管理者の所在地	東京都世田谷区船橋1-30-9
設置目的	障がい者の自立の促進、生活の改善を図るための必要なサービスを提供する。		
行動規範	誰もが自己実現し得る共生社会の実現。受容的交流の理念に基づき、利用者一人ひとりに正面から向かい合い、一人ひとりの自己実現に向けて、丁寧な支援を行う。		
業務内容	1 赤塚福祉園 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける ①生活介護事業(定員60人) ②就労継続支援B型事業(定員 40人) 2 赤塚ホーム 障がい者の緊急一時保護事業(定員 8人)		

## 評価結果

評価項目及び視点	委員合計
<b>【施設の経営方針に関する事項】</b>	小計 34点 / 50点
施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか	17
基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか	17
<b>【行動規範に関する事項】</b>	小計 72点 / 100点
法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか)	18
暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか)	18
平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか)	18
ノーマライゼーション(ノーマライゼーションに基づいた運営となっているか)	18

<b>【管理体制に関する事項】</b>	小計 209点 / 300点
経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示を行っているか)	19
職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか)	19
職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか)	19
職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか)	17
各業務の人員配置(各業務のサービスを低下させない適正な人員配置が継続して行われたか)	17
職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか)	17
職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか)	17
危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか)	17
安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか)	16
管理記録(施設の管理記録が整備・保管されているか、担当業務ごとの業務日誌が整備されているか、報告体制はどうか)	17
情報管理(個人情報等の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か)	17
地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか)	17
<b>【管理活動に関する事項】</b>	小計 132点 / 200点
経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか)	17
妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか)	17
建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に行われているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか)	16
清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか)	16
再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に行われたか)	17
備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか)	14
環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか)	17
施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか	18

<b>【サービスの提供に関する事項】</b>	小計 69点 / 100点
個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか	17
家族との連携・協力体制は適切にとられているか	18
個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか	17
利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か	17
<b>【業務改善に関する事項】</b>	小計 34点 / 50点
アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か)	17
要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か)	17
<b>評価点合計</b>	<b>550点</b> / 800点
<b>総合評価 C = 適正である</b>	

<b>【総合所見】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員採用に際し、面接時に人柄を重視して判断していることは評価できる。</li> <li>・利用者の重症化に伴い道具が増加するのはやむを得ないが、部屋の整理は課題である。特に、更衣室に物を置いている点、結束機で動線を阻む点、洋服掛けの置き場所等は改善が必要である。</li> <li>・施設の広さに恵まれているため、整理の方法に工夫の余地がある。</li> </ul>

## 指定管理者評価シート(総合評価)

## 施設概要

施設名称	板橋区立德丸福祉園	所在地	板橋区徳丸3-41-16
所管課	福祉部障がい者福祉課	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者	社会福祉法人 大泉旭出学園	指定管理者 の所在地	東京都練馬区東大泉7-21-32
設置目的	障がい者の自立の促進、生活の改善を図るための必要なサービスを提供する。		
行動規範	<p>法人理念 福祉サービスは、利用する人の立場に立った個人の尊厳の保持を旨とするものでなければならない。</p> <p>福祉サービスは、利用する人の状況及びニーズに即したものでなければならない。</p> <p>福祉サービスは、利用する人の生活の質的向上と充実を図るために先駆的・独自性を発揮するものでなければならない。</p> <p>運営の基本理念 徳丸福祉園は、障害者と共に在り、共に歩む。</p>		
業務内容	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける</p> <p>①生活介護事業(定員90人)</p> <p>②就労継続支援B型事業(定員40人)</p>		

## 評価結果

評価項目及び視点	委員合計
<b>【施設の経営方針に関する事項】</b>	小計 34点 / 50点
施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか	17
基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか	17
<b>【行動規範に関する事項】</b>	小計 72点 / 100点
法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか)	18
暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか)	18
平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか)	18
ノーマライゼーション(ノーマライゼーションに基づいた運営となっているか)	18

【管理体制に関する事項】	小計 215点 / 300点
経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示を行っているか)	21
職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか)	17
職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか)	18
職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか)	17
各業務の人員配置(各業務のサービスを低下させない適正な人員配置が継続して行われたか)	17
職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか)	17
職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか)	17
危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか)	19
安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか)	17
管理記録(施設の管理記録が整備・保管されているか、担当業務ごとの業務日誌が整備されているか、報告体制はどうか)	17
情報管理(個人情報等の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か)	17
地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか)	21
【管理活動に関する事項】	小計 137点 / 200点
経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか)	17
妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか)	18
建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に行われているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか)	17
清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか)	17
再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に行われたか)	17
備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか)	17
環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか)	17
施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか	17

<b>【サービスの提供に関する事項】</b>	小計 71点 / 100点
個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか	18
家族との連携・協力体制は適切にとられているか	19
個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか	17
利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か	17
<b>【業務改善に関する事項】</b>	小計 36点 / 50点
アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か)	18
要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か)	18
<b>評価点合計</b>	<b>565点</b> / 800点
<b>総合評価 C = 適正である</b>	

<b>【総合所見】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の定着率が高く、また休暇を取りやすい雰囲気にある点は評価できる。</li> <li>・誤飲時の対応法の貼り紙やBCP整備により、危機管理意識を向上し、緊急時に迅速な対応ができるよう備えている。</li> <li>・会食サロン等で地域に貢献している。</li> <li>・利用者へのアンケート結果が良好だった。</li> <li>・第三者評価の結果、家族の満足度が高いため、家族との関係性を築いていると評価できる。</li> <li>・前年の課題を翌年度に反映させ改善に努めている。</li> </ul>

## 指定管理者評価シート(総合評価)

### 施設概要

施設名称	板橋区立小豆沢福祉園	所在地	板橋区東坂下1-4-9
所管課	福祉部障がい者福祉課	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者	社会福祉法人 東京援護協会	指定管理者 の所在地	東京都千代田区鍛冶町1-8-5 新神田ビル2階
設置目的	障がい者の自立の促進、生活の改善を図るための必要なサービスを提供する。		
行動規範	私たちは、高い志を持ち、時代の要請に基づき先駆的に社会福祉の充実を図るため、活力のある経営を行って、社会福祉法人としての責任を果たし社会に貢献してまいります		
業務内容	①「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける「生活介護事業」(定員54人) ②板橋区立福祉園入浴訓練実施要領に基づく「入浴訓練事業」		

### 評価結果

評価項目及び視点	委員合計
<b>【施設の経営方針に関する事項】</b>	小計 <b>34点</b> / 50点
施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか	<b>17</b>
基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか	<b>17</b>
<b>【行動規範に関する事項】</b>	小計 <b>72点</b> / 100点
法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか)	<b>18</b>
暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか)	<b>18</b>
平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか)	<b>18</b>
ノーマライゼーション(ノーマライゼーションに基づいた運営となっているか)	<b>18</b>

<b>【管理体制に関する事項】</b>	小計 208点 / 300点
経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示を行っているか)	21
職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか)	17
職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか)	17
職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか)	17
各業務の人員配置(各業務のサービスを低下させない適正な人員配置が継続して行われたか)	17
職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか)	17
職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか)	17
危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか)	17
安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか)	17
管理記録(施設の管理記録が整備・保管されているか、担当業務ごとの業務日誌が整備されているか、報告体制はどうか)	17
情報管理(個人情報等の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か)	17
地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか)	17
<b>【管理活動に関する事項】</b>	小計 140点 / 200点
経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか)	19
妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか)	19
建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に行われているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか)	17
清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか)	17
再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に行われたか)	17
備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか)	17
環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか)	17
施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか	17

<b>【サービスの提供に関する事項】</b>	小計 71点 / 100点
個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか	18
家族との連携・協力体制は適切にとられているか	18
個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか	18
利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か	17
<b>【業務改善に関する事項】</b>	小計 34点 / 50点
アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か)	17
要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か)	17
<b>評価点合計</b>	<b>559点</b> / 800点
<b>総合評価 C = 適正である</b>	

<b>【総合所見】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援に係る職員の認識を共有化しながら、利用者個人に合わせて、サービス提供しているのは良い。</li> <li>・教員の協力を得て行っている小・中学校との交流は、児童・生徒にとっても障がい者を理解することに効果を生んでいる。</li> <li>・町会と地理的に距離がある中、地域との協力を積極的に模索している姿勢は評価できる。</li> <li>・職員研修に利用者の家族も参加させる公開講座が評価できる。</li> </ul>

## 指定管理者評価シート(総合評価)

## 施設概要

施設名称	板橋区立三園福祉園	所在地	板橋区三園2-9-16
所管課	福祉部障がい者福祉課	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者	社会福祉法人 東京援護協会	指定管理者 の所在地	東京都千代田区鍛冶町1-8-5 新神田ビル2階
設置目的	障がい者の自立の促進、生活の改善を図るための必要なサービスを提供する。		
行動規範	法人理念の下、三園福祉園の運営基本理念を定め、全職員が高い志を持ち、利用者・家族・地域・関係機関の期待に充分に応え、利用者一人ひとりの人格と自己決定を尊重し、地域で豊かにその人らしく暮らしていけるよう職員が誠意と熱意をもって支援する。また、経営的視点に立ち、事業を効率的・効果的に運営する。併せて当園が施設機能、人的資源として地域、区民に広く寄与できるよう積極的に取り組む。		
業務内容	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける「生活介護事業(定員40人 うち重症心身障害者通所事業定員7人)		

## 評価結果

評価項目及び視点		委員合計
<b>【施設の経営方針に関する事項】</b>		小計 34点 / 50点
施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか		17
基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか		17
<b>【行動規範に関する事項】</b>		小計 72点 / 100点
法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか)		18
暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか)		18
平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか)		18
ノーマライゼーション(ノーマライゼーションに基づいた運営となっているか)		18

<b>【管理体制に関する事項】</b>	小計 209点 / 300点
経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示を行っているか)	21
職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか)	17
職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか)	17
職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか)	17
各業務の人員配置(各業務のサービスを低下させない適正な人員配置が継続して行われたか)	17
職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか)	18
職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか)	18
危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか)	17
安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか)	17
管理記録(施設の管理記録が整備・保管されているか、担当業務ごとの業務日誌が整備されているか、報告体制はどうか)	17
情報管理(個人情報等の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か)	17
地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか)	16
<b>【管理活動に関する事項】</b>	小計 140点 / 200点
経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか)	19
妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか)	19
建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に行われているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか)	17
清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか)	18
再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に行われたか)	17
備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか)	17
環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか)	17
施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか	16

<b>【サービスの提供に関する事項】</b>	小計 <b>69点</b> / 100点
個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか	<b>17</b>
家族との連携・協力体制は適切にとられているか	<b>18</b>
個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか	<b>17</b>
利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か	<b>17</b>
<b>【業務改善に関する事項】</b>	小計 <b>34点</b> / 50点
アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か)	<b>17</b>
要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か)	<b>17</b>
<b>評価点合計</b>	<b>558点</b> / 800点
<b>総合評価 C = 適正である</b>	

<b>【総合所見】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人を若手が指導するプリセプター制度を導入している点が評価できる。</li> <li>・地理的に困難な中、町会との連携は難しいが、小学校と連携している点は評価できる。</li> <li>・地域連携について積極的に広報活動すると更に良くなる。</li> <li>・家族会は年3回実施しており、家族との連携は取れていると見受けられる。</li> </ul>

## 指定管理者評価シート(総合評価)

## 施設概要

施設名称	板橋区立 障がい者福祉センター	所在地	板橋区高島平9-25-12
所管課	福祉部障がい者福祉課	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者	社会福祉法人 東京援護協会	指定管理者 の所在地	東京都千代田区鍛冶町1-8-5 新神田ビル2階
設置目的	障がい者に対し必要な指導、訓練等を行うことにより、社会活動への参加及び自立を促進し、もって障がい者の福祉の増進を図るとともに、地域住民相互の交流を支援し、共生社会の推進に寄与するため		
行動規範	私達は、高い志を持ち、時代の要請に基づき先駆的に社会福祉の充実を図るため、活力のある経営を行って、社会福祉法人としての責任を果たし、社会に貢献してまいります。		
業務内容	1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する ①地域活動支援センター事業 ②特定相談支援事業 2 基幹相談支援センター事業 3 障がい者虐待防止センター 4 貸館事業		

## 評価結果

評価項目及び視点		委員合計
<b>【施設の経営方針に関する事項】</b>		小計 <b>34点</b> / 50点
施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか		17
基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか		17
<b>【行動規範に関する事項】</b>		小計 <b>72点</b> / 100点
法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか)		18
暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか)		18
平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか)		18
ノーマライゼーション(ノーマライゼーションに基づいた運営となっているか)		18

<b>【管理体制に関する事項】</b>	小計 210点 / 300点
経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示を行っているか)	21
職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか)	18
職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか)	17
職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか)	17
各業務の人員配置(各業務のサービスを低下させない適正な人員配置が継続して行われたか)	17
職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか)	17
職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか)	17
危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか)	17
安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか)	17
管理記録(施設の管理記録が整備・保管されているか、担当業務ごとの業務日誌が整備されているか、報告体制はどうか)	17
情報管理(個人情報の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か)	17
地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか)	18
<b>【管理活動に関する事項】</b>	小計 136点 / 200点
経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか)	18
妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか)	18
建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に行われているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか)	16
清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか)	16
再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に行われたか)	17
備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか)	17
環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか)	17
施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか	17

<b>【サービスの提供に関する事項】</b>	小計 <b>68点</b> / 100点
個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか	<b>17</b>
家族との連携・協力体制は適切にとられているか	<b>17</b>
個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか	<b>17</b>
利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か	<b>17</b>
<b>【業務改善に関する事項】</b>	小計 <b>34点</b> / 50点
アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か)	<b>17</b>
要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か)	<b>17</b>
<b>評価点合計</b>	<b>554点</b> / 800点
<b>総合評価 C = 適正である</b>	

<b>【総合所見】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的ホール等施設については、障がい者団体がよく利用しており、存在意義が高い。</li> <li>・管理を適切に行いながら、他にはない陶芸室を開放している点が良い。</li> </ul>